

第三号の三書式（第二十一条の二、第三十条の八関係）（平21会計規3・追加、平29会計規2・令元会計規1・・・一部改正）

事項別内訳表

官署 何々

所管 何々

会計 何々

部局等、項及び事項	支出金額
何々（部局等）	
何々（項）	
何々（事項）	
合 計	計

参考

- 1 支出計算書（官署分）に添付する場合には、最終の支出計算書（官署分）の支出の表の支出済額の欄中差引計の欄の金額について作成すること。
- 2 支出計算書（センター分）に添付する場合には、最終の支出計算書（センター分）の支出の表の支出済額の欄中差引計の欄の金額について作成すること。この場合においては、官署名は記入しないものとする。
- 3 勘定の区分のある特別会計にあっては、部局等、項及び事項の欄中「何々（部局等）」とあるのは「何々（勘定）」として記入すること。